

湘南ライフタウンB地区藤沢・茅ヶ崎自治会 集会所運営・使用規程

(目 的)

第1条

本規程は湘南ライフタウンB地区藤沢・茅ヶ崎自治会(以下両自治会という)集会所の円滑な運営及び維持管理を図ることを目的とする。

(使用目的)

第2条

集会所は自治会の会員に広く開放し、自治会規約第4条の目的に添うべく次の使用に供する。

- (1) 会員を主対象とする公的機関の要請に応じる場合。(選挙投票所開設、住民説明会等)
- (2) 自治会規約に基づく諸活動。(総会、役員会等)
- (3) 前記(2)に準ずる公的諸活動。(市行政等が参加する防災訓練・講習会等)
- (4) 前記(2)(3)に準ずる諸活動。(自治会部会、課題解決のためのプロジェクトの会合等)
- (5) 自治会が許可する会員相互の諸活動・会議等。(仲間の会、シニアサロン等)

(優先順位)

第3条

- (1) 第2条(使用目的)に優先順位を附する。
- (2) 第2条(使用目的)に付された番号の昇順に使用の優先上位とする。
- (3) 重複申込みが生じた場合、使用目的の優先順位、申込受付順等を考慮し両自治会間の調整は両自治会の総務部長が行う。

(使用制限)

第4条

- (1) 使用の目的が自治会規約第4条に反する時は、その使用を禁止する。
- (2) 営利目的、学習塾、私宴等の個人的使用は禁止する。
- (3) 極度の騒音を発し近隣の良好な生活環境を損なうような行為は禁止する。
- (4) 使用時間は原則として午前8時から午後9時までとする。

上記以外の時間帯に使用する場合は事前に総務部長の承認を必要とする。

(使用手続)

第5条

- (1) 集会所の施設を使用しようとする場合は、「集会所使用申込書」に必要事項を記入の上、申込時期に担当している自治会の集会所運営部長（担当）に提出し承認を得るものとする。
- (2) 提出された「集会所使用申込書」の内容が、第2条及び第4条に違反せず妥当なものと認めた場合、「集会所使用許可書」を交付する。
- (3) 「集会所使用申込書」の受付は使用日の2ヶ月前からとし、受付は先着順とする。
- (4) 第2条(使用目的)(2)から(4)の会長が自ら招集する諸活動のために使用する場合は手続きを省略出来るものとする。
- (5) 第2条(使用目的)(1)から(4)及び(5)のうち自治会が許可する諸活動・会議等は年間活動計画で集会所使用を福祉部長が確認し、集会所運営部長(担当)に「年間使用予約」を申込みことができる。

(使用の取消し)

第6条

総務部長は次の事項に該当すると認めた時は使用の取消し又は禁止することが出来る。

- (1) 公的機関からの集会所の使用要請、指示を受けたとき。
- (2) 緊急又は、施設管理上必要のあるとき。
- (3) 使用者が第4条及び集会所運営部部長（担当）の指示に従わないとき。

(使用料)

第7条

自治会の諸活動、会員相互による諸活動による集会所の使用は無料とする。

(損害賠償)

第8条

使用者が故意又は過失により集会所の施設等を破損又は汚損した場合はその損害を弁償しなければならない。

(会員外の使用)

第9条

- 1) 会員と共に会員外の者が集会所を使用することができる。
- 2) 会員外の者は本規程を遵守しなければならない。

(その他)

第10条

- 1) 本規程に疑義が生じたり、必要な事項があれば両自治会の連絡協議会で協議し調整する。
- 2) 本規程のほか必要事項は総務部長が役員会の承認を得る。

付 則

1. 平成25年4月1日以降発効する。
従来の「集会所運営要綱」は実態にそぐわないところや、今後の利便性の向上等を検討し、両自治会の合意に基づいて、全面的改編となる「集会所運営・使用規程」を定めた。
2. 本規程の発効を以って、昭和53年4月1日付け「湘南ライフタウンB地区藤沢・茅ヶ崎自治会集会所使用要綱」を廃する。